

事務連絡  
令和7年3月17日

関係団体の長 殿

須賀川労働基準監督署長

### 建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について

標記については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第355条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

今般、別添のとおり、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室より、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、貴会会員に対し、下記の事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。なお、LPガスの供給区域であっても埋設配管が設定されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
- 2 ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。

- 3 ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- 4 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意すること。
- 5 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つかったときは、ガス事業者に連絡すること。
- 6 ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

## 経済産業省

20250221保局第4号  
令和7年2月28日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

### 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いている、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事故事例では、建物改修工事に伴う床下ピット内の各種配管撤去において、爆発により作業員1名が死亡し、3名の負傷者が発生する事故（2024年6月）がありました。事故の原因等について特定されるに至っておりませんが、通ガス中のガス管の誤切断があったことが確認されています。また、建物解体工事において、事前にガス事業者と工事開始前の連絡を約束したにも関わらず、連絡無しで解体工事を開始し、重機でガス管（LP供給管）を損傷しガスを漏えいさせた事故（2024年6月）や、下水管敷設工事において、土間コンクリートをカッターで切断する際に誤ってガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員2名が負傷する事故（2024年11月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求める。なお、L P ガスの供給区域であっても埋設配管が設置されていることがあることから、L P ガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意すること。
5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つかったときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先 :

経済産業省 産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bz1-s-hoan-gasanzen@meti.go.jp>

(上記アドレスにご連絡いただければ、パンフレットの電子送付も可能です)

## ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかりと確認。  
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point 1

### 工事前にまず確認!

工事前にガス管位置やガスが通じていないことを確認。  
ガス管付近は特に慎重に手掘り等で作業する。



Point 2

### 不明な場合は ガス事業者へ連絡!

ガス管の位置や深さが不明な場合やガス管の撤去・移設工事が必要な場合。  
その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



Point 3

### 情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、図面などで作業員全員で情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



### ガスの安全見直し隊

ガスの安全

<http://www.meti.go.jp/>

検索



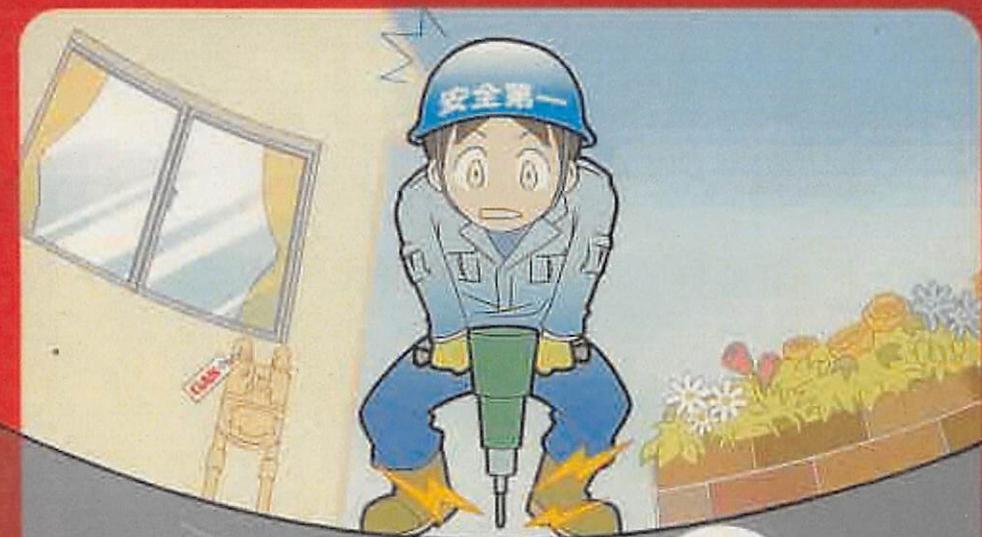
お問い合わせは

- ①ガス会社がわかる場合は、ガス会社の窓口まで。
- ②ガス会社がわからない場合、あるいは、ガス会社がわからても窓口がわからない場合は、日本ガス協会のホームページ内、『ガス管調査窓口検索』でガス会社の窓口をご確認ください。



敷地内の工事に携わるみなさまへ

# 敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



必ず  
確認!



ガスの  
あんしん  
合い言葉

# ちょっと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水  
工事などをはじめる前に  
ガス管の位置確認を!

## 《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを  
必ず確認してください。

## 《ガス管近傍で工事を行う場合》

あくまでも慎重に作業を進めてください。

## 《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

## 《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、  
すぐにガス事業者に連絡してください。



敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします

# ガス管損傷事故 防止のため、 **工事の安全 チェック**

毎日!

毎日、工事の前にしっかりチェック!  
作業員全員で情報共有して、ガス管破損事故を防ぎましょう。

## 〈チェック項目〉

### 工事前に必ず確認!



- 図面などで工事前にガス管の位置を確認。
- ガス管のガスが、どこまで通じているか確認。
- ガス管付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。

### 不明な点はガス事業者へ確認!



- ガス管の位置や深さが不明な場合。
  - ガス管の撤去・移設工事が必要な場合。
  - ガス管にガスが通じているか不明な場合。
  - 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。

### 工事はあくまでも慎重に!



- 工事は、ガス管の位置や深さを再度確認してから。
- ガス管の近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。

### 作業者全員で情報共有を!



- ガス管の位置情報や、ガス管近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業者全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

**ガスの安全 見直し隊**

ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

# ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガス管調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから ➡ 日本ガス協会 検索  
<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>

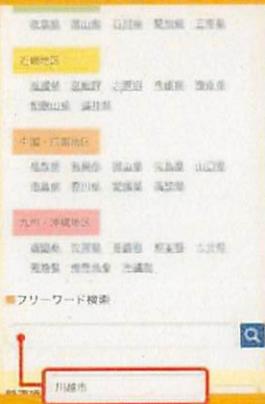
## step 1

左上のメニュー ボタンから  
「ガス管調査窓口検索」を選びます。



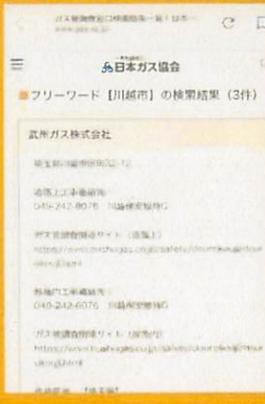
## step 2

検索したい都道府県または市名、  
町名を入力し「検索する」をクリック。



## step 3

検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。



万一、ガス管を  
損傷して  
しまったら…

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。  
※コンクリートカッターはつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

—掘削、解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ—

ガス管損傷による事故を起こすと、

# ケガ・火傷

のほか、

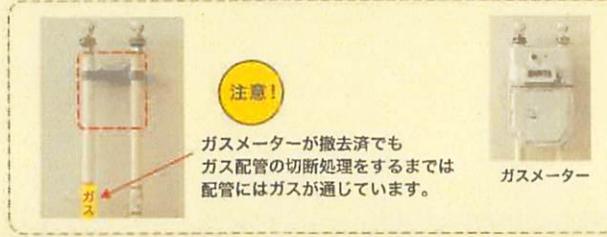
# 火災・爆発

など近隣住民への迷惑、加えて

# 工事停止 損害賠償 労働災害

に発展し、  
会社に損失が生じることになります。

# 必ずやろう>>> ✓ 安全確認基本チェックシート

	掘削 工事をする方へ 道路・敷地内を掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・整地など	解体・撤去 工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装 工事をする方へ 既設建物や設備の改修
工事前確認	<p>道路 <input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう</p> <p>敷地内 <input type="checkbox"/> ガス管の図面は持っていますか？  <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう  <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？  <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？  <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう  <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<p><input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう  <input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう  <input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など）  <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう  <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<p><input type="checkbox"/> ガス配管の図面は持っていますか？  <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう  <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？  <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？  <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう  <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>
工事時確認（現場確認）	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう  <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう  <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手掘りで行いましょう</p> <p>※【埋設ガス管の標示例】    <b>注意！</b> 埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています  材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。</p>	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう  <input type="checkbox"/> 作業対象にガスマーティーが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう</p> <p></p>	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう  <input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう  <input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう</p> <p>※【露出ガス管の標示例】    <b>ガス管標示シール</b></p> <p>※【ガス管損傷の例】    コンクリート内のガス管をドリルにより損傷した例</p>
事故事例	<p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。  漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつた際の火花で着火。  作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p> <p></p>	<p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。  事故を起こした工事会社は多額の損害賠償を請求されました。</p> <p></p>	<p>改修工事に伴う排水管工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴を開け、電動工具の火花で着火。  作業員1名が火傷を負いました。</p> <p></p>

日本ガス協会のホームページで  
各地域の都市ガス事業者の「ガス管調査窓口」が

# 確認できます

解体・改裝・掘削工事において  
**ガス管損傷事故**が増えていきます。

敷地内における建物解体・改裝工事、掘削道路面での掘削工事において、  
ガス管損傷事故が増えています。思わぬ大きな事故につながる前に、工事の際は  
必ずガス管の位置を確認してください。

ガス管の位置がわからない場合は、日本ガス協会ホームページの  
「ガス管調査窓口」検索サイトで窓口を確認してください



「ガス管調査窓口」の詳細は裏面へ

# ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合は、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域の都市ガス事業者の「ガス管調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから  
「日本ガス協会」にアクセスします



スマートフォン



パソコン

日本ガス協会

検索

<https://www.gass.or.jp/gas-pipe/>



簡単3ステップ

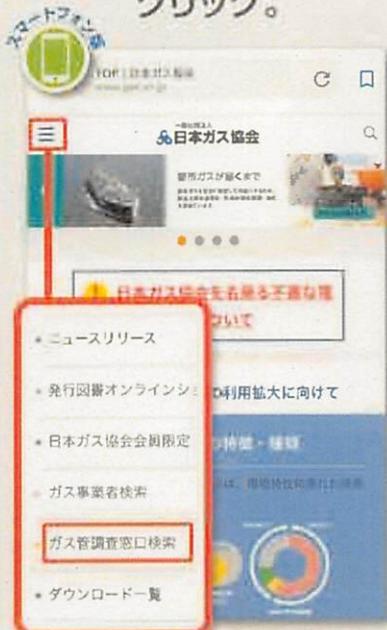
日本ガス協会

検索

上記の方法で、「日本ガス協会」の  
ホームページにアクセス！

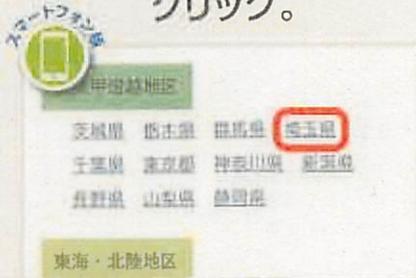
step 1

「ガス管調査窓口」を  
クリック。



step 2

検索したい都道府県を  
クリック。



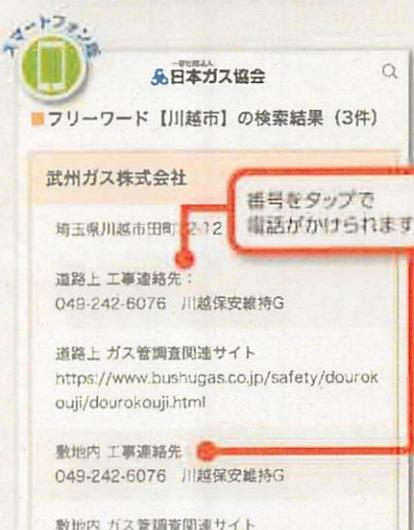
検索結果から該当の  
市・郡を選択

●市・郡で検索

- ▶ 上尾市 ▶ 朝霞市 ▶ 入間郡三芳町
- ▶ 入間郡毛呂山町 ▶ 入間市
- ▶ 大里郡寄居町 ▶ 藤沢市 ▶ 番町
- ▶ 加須市 ▶ 川口市 ▶ 桶川市

step 3

検索結果一覧から  
都市ガス事業者の連絡先  
の確認をおこないます。



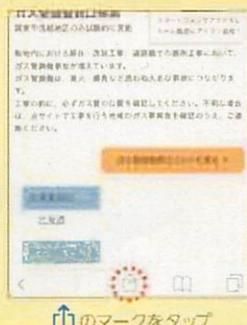
スマートフォンのホーム画面に追加\*できます

iPhoneやAndroidスマートフォンのホーム画面に直接アクセスできるようにする機能です。

\*「ホーム画面に追加」をすることで左のアイコンがホーム画面に作成されます。  
Webページや、ページ内の特定部分に素早くアクセスできます。

iPhone  
をお使いの方

Safari  
を起動



↑のマークをタップ



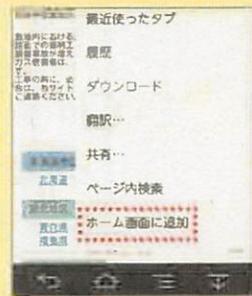
↑のマークをタップ

Android  
をお使いの方

Chrome  
を起動



↑のマークをタップ



↑のマークをタップ

お問い合わせ

一般社団法人日本ガス協会 技術部内管グループ

TEL:03-3502-0646